

長野県議会本会議音声データ反訳業務仕様書

1 委託業務

令和6年6月定例会、9月定例会、11月定例会、令和7年2月定例会及び令和6年度中に開催される臨時会について、長野県議会事務局（以下「事務局」という。）が貸与するSDカード又はその他の記録媒体に収録された本会議の議事に係る音声データ（以下「音声データ」という。）の反訳。

2 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 反訳料の計算

定例会及び臨時会の本会議開催日ごとの会議時間に1時間あたりの契約単価を乗じる。ただし、算出した合計会議時間の1時間未満の端数については、30分以下のときは1時間単価の半額を、30分を超えるときは1時間単価を乗じる。（1円未満の端数は切り捨てる。）

各日の会議時間は、開議（開会）から散会（閉会）までとし、休憩時間を除き、分単位で計算する。

4 提出する成果品と提出期限

(1) 別紙「長野県議会本会議反訳及び会議録作成要領」（以下「作成要領」という。）に従い作成した会議録の反訳原稿ファイルを、事務局が送付した音声データ及び補助資料の受領後8日以内または、令和7年3月31日のいずれか早い日までに、事務局に電子メールにより送信するものとする。

上記のほか、特に必要な場合は、事務局が別途指示する日までに、電子メールにより送信を要する場合がある。

(2) 上記(1)の後、速やかに事務局が送付した音声データ、補助資料を返却するものとする。

5 業務の詳細

(1) 本会議反訳業務として次の業務を行うものとする。

① 定例会（6月、9月、11月、2月）の反訳業務

② ①の他に、必要に応じて開催される臨時会の反訳業務

(2) 音声データ及び補助資料は、郵送等により事務局から送付する。

なお、SDカードが不調の場合等は、補助として録画等したビデオテープ等他の媒体を送付することとする。

(3) 音声データ等の貸与にかかる費用は事務局において負担する。ただし、音声

データ及び補助資料の返送にかかる費用は、受注者において負担する。

- (4) 原稿等の作成は、受注者の機材により行うこととし、これにかかる費用は受注者の負担とする。
- (5) 音声データ、補助資料及び反訳原稿（データ）は、適正に保管し確実に事務局に返却、納品すること。また、複写、転写又は貸出は行わないこと。
- (6) 成果品の著作権は、長野県議会が有するものとする。

6 支払方法等

受注者は、事務局による成果品の納品等の検査が完了した後、上記3により算出した金額により、請求書を提出するものとする。

7 その他

- (1) 年4回の定例会開催月は、日程の都合で標記の月がずれる場合がある。
- (2) 録音時間の見込みは別紙1のとおり。